

平成 20 年 4 月 1 日

資産運用業における一括発注について

当社が行う資産運用業における一括発注にあたっては、以下の方針に基づき適切な業務運営に努めています。

1. 基本的考え方

当社では、投資信託の信託財産及び投資一任契約に係るお客さまの運用資産（以下これらを「運用資産」といいます。）の運用において、平均単価を約定価額で使用するを条件ⁱⁱとして、複数の運用資産に係る有価証券の売買注文が同一条件（有価証券の種類及び銘柄、売付又は買付の別、取引種類並びに執行価格または価格帯をいいます。）であるものⁱⁱⁱについては、当該複数の売買注文を束ねて証券会社に発注すること（以下「一括発注」といいます）があります。

なお、一括発注とすることが適切でない場合には、一括発注とはいたしません。

2. 一括発注の対象となる有価証券及び取引

一括発注の対象となる有価証券及び取引は、取引所金融商品市場又は店頭売買金融商品市場に上場又は登録されている国内株式に係る普通取引です。

3. 約定結果の配分方法

一括発注した売買注文が、一部約定（いわゆる内出来）となった場合の各運用資産への配分は当社所定の配分方法^{iv}によりこれを行います。

4. 最良執行の基本方針

当社は、金融商品取引業者としての金融商品市場の担い手としての重大な社会的責任を認識し、投資者保護と公正な市場形成に資するため、資産運用業に係る運用資産の運用に関する発注執行業務について、次の最良執行方針を定めています。

- ① 金融商品市場の公正性及び投資者からの信頼の確保の観点から、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な発注・執行業務の運営に努める。
- ② 当社が運用資産のために投資を行う場合、適正な価格（取引所金融商品市場等における市場価格若しくは市場価格を基準とした適正な価格、又は諸般の状況から総合的に適正と判断される価格）に基づきこれを行う。なお、取引所を通さない取引など引合いを要する取引については、特定の引合い対象とならないような選定に務めるほか、当該判断に関する事跡を明確化する。
- ③ 金融商品の取引に係る発注の相手方等の選択にあたっては、取引の価格・手数料

のほか、相手方の取引の執行能力、情報提供能力、執行結果の報告・金銭又は有価証券の管理等の事務執行能力などその時点における諸般の状況を総合的に勘案のうえ、最も運用資産の利益に資すると判断される相手方及び条件による発注に努める。

5. 社内管理体制

一括発注の運営にあたり、社内規程を整備してこれを関係者に周知徹底するとともに、その業務運営は運用部門から独立した発注部門が行うこととしているほか、内部監査等により発注部門の業務執行状況の検証を行う体制を構築しております。

以上

i 平均単価による取引及び一括発注を行うことについて、当社が書面により開示し、お客さまから同意を得ている場合に限りします。

ii 「平均単価」とは、約定日・取引日が同一の取引につき、銘柄毎・売買別に単価の異なる複数の約定を合算し、売買の単価を平均した単価をいい、発注に係る総約定金額を総約定数量で除して計算するものです。なお、この計算により算出された価格に端数が生じる場合の端数処理については、桁数及び端数処理の方法を発注先とあらかじめ取り決めを行っています。

iii 売買注文の発注部門への到達時刻に応じて、市場取引開始前（後場を含む）の売買注文、市場取引時間中の売買注文のいずれかに該当する場合に限りします。

iv 原則として、各運用資産へ1単元株数を配分した後、各運用資産の発注数量から1単元株数を控除した数量に応じて比例配分する方法です。